

取引業者からの誓約書の徴取について（方針及び概要）

平成26年7月7日

国立大学法人神戸大学契約担当役

平成27年4月1日改正

平成29年4月1日改正

【方針】

国立大学法人神戸大学（以下「本学」という。）では、中期目標等に掲記しているとおり、適正な大学運営を行うべく、大学の諸活動における法令遵守(コンプライアンス)を徹底してきた。とりわけ、研究費の取扱い及び不正使用防止については、鋭意啓発活動の充実に努めてきた。

一方、昨今依然として全国の研究機関における研究費の不正使用が後を絶たず、社会問題としても大きく取り上げられる事態となっていることから、「研究機関における研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」（文部科学大臣決定）が、平成26年2月18日付で改正され公表が行われた。

本学では、当該ガイドラインの改正を受け「神戸大学における研究費の不正使用防止対策に関する基本方針」（学長決定）を制定し、またその取り組みの一環として、本学構成員と取引業者の関係が緊密な状況で不正取引(不正行為)が発生しがちであることに鑑み、癒着防止に係る更なる対策を講じるものとする。

具体には、「国立大学法人神戸大学における物品供給等契約に係る取引停止等の取扱要項」の改正を行うとともに、業者から誓約書を徴取するものとし、当該誓約書の提出があった業者を対象として取引を行うものとする。

記

【概要】

1. 誓約書の提出を求める対象範囲について
本学と取引を行うすべての業者。ただし、下記の者を除く。
 - a)国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関
 - b)学校法人
 - c)国際組織、外国企業等
 - d)電気・ガス・水道・電話・郵便事業者等
 - e)弁護士・特許・税理士事務所等
 - f)商取引の相手方ではない個人
 - g)その他、本件対象になじまない業種等
2. 誓約書の様式について
・別添様式のとおりとする。
3. 誓約書の提出方法及び提出先について
 - ①提出方法
・持参、もしくは、郵送にて提出願うものとする。
 - ②提出先
〒657-8501 神戸市灘区六甲台町1-1
国立大学法人神戸大学財務部契約課部局調達グループ

4. その他

- ・誓約書の提出依頼の際には、不正取引（不正行為）防止対策の一環として、本学ホームページで公開している重要情報を周知するものとする
 - a)本学における取引形態等(契約・支払関係のルール)のお知らせ
 - b)取引停止の取り扱い関連
 - c)発注・検品・検収について（取引業者様向けのパンフレット）
 - d)適正な取引に関するご協力をお願い
 - e)その他調達情報等

5. 本件に関する担当について

国立大学法人神戸大学財務部契約課部局調達グループ

- ・ Eメール：fn-keiyaku2@office.kobe-u.ac.jp
- ・ T E L : (078)803-5152

6. 適用等

適用開始について

本方針等は、平成26年7月7日より適用するものとする。ただし、取引に係る経過措置として平成27年3月31日までは、誓約書の提出のない業者とも取引出来るものとする。